

番 号
年月日

都道府県観光主管部長、地方運輸局企画観光部長、
(独)国際観光振興機構担当理事、各ビジット・ジャパン案内所長、
(社)日本観光協会会長、(社)日本観光通訳協会会長
(協)全日本通訳案内士連盟理事長、
通訳ガイド・コミュニケーション・スキル研究会代表者、
関西通訳・ガイド協会代表者、九州通訳ガイド協会代表者、
ひろしま通訳・ガイド協会代表者、日本通訳案内士連合代表者、
中国語通訳案内士会代表者、中国帰国者支援・交流センター代表者、
沖縄通訳案内士会代表者、全日本韓国語通訳案内士会代表者、
(社)日本旅行業協会会長、(社)全国旅行業協会会長、
中華人民共和国訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会会長、
(社)日本ホテル協会会長、(社)全日本シティホテル連盟会長、
(社)国際観光旅館連盟会長、(社)日本観光旅館連盟会長

あて

観光庁観光地域振興部観光資源課長

通訳ガイド制度に関する周知等について(協力依頼)

我が国においては、通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に基づき、我が国に関する正確な知識と十分な外国語コミュニケーション能力を身に付けていることが試験により証明された者に限って、有償の通訳ガイドを行うことができることとなっています。

しかしながら、一部には、このような制度が十分に理解されておらず、通訳案内士法に基づく試験に合格していない者が、同法に違反して有償の通訳ガイド行為を行うケースがあると指摘されています。

このため、観光庁では、法改正による参入規制の緩和や試験の内容・レベルの見直し、外国での試験実施といった措置により通訳ガイドの有資格者の育成を図りつつ、制度の周知活動を強化することで、違法な無資格通訳ガイドの排除を図っております。

昨年に引き続き、台湾、中国等からの訪日旅行者が多い旧正月に前後した期間である2月に「通訳ガイド制度周知強化週間」を設定して、周知活動を強化することとしましたので、別添の実施項目に関し関係各位の特段のご協力方よろしく願いいたします。